

今回の改正につきましては、まず、法の改正により育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで取得可能となることに加え、男性職員については子の出生から57日間以内にも2回まで取得可能となります。

これに伴い、初めに、(1)育児休業の取得回数制限の緩和についてであります。特別の事情にかかわらず、原則2回取得できるようになることから、これまで再度取得に必要であった育児休業等計画書による申出の仕組みを削除します。また、非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員について、任期の更新または引き続いての採用に伴う再度の育児休業ができるよう規定を整備します。

次に、(2)非常勤職員の子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和についてであります。現行の、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること等が明らかでないとの要件について、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと緩和するものであります。

続きまして、(3)非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化についてであります。子が1歳以降の非常勤職員の育児休業について、夫婦交替の育児休業取得の場合、1歳到達日の翌日の開始に限定せず、配偶者の育児休業期間に合わせた開始日とすることを可能とし、特別な事情がある場合にあっては要件をさらに緩和するものであります。

最後に、本議案の施行日ですが、改正法の施行日と同様、令和4年10月1日の施行とするものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） 最後の行に、特別な事情がある場合という、これはたまたま非常勤職員の場合なのですけれども、常勤の職員の場合にあっては、子が普通に生まれてくればいいのですけれども、子が障がいを持って生まれてきた場合、こういう子供の場合には配慮がなされているものなのではないでしょうか。お伺いします。

○委員長（工藤光志委員） 答弁できる人が答弁して。

○人事課長（堀川慎一） 特別な事情の関係でした。それで、障がいを持ったお子さんが生まれた場合の、何というのですか、基準といいますか、そういった何かがあるのかということですが、特に障がいを持った方で区分しているものはございません。

○22番（佐藤 哲委員） 障がいを持っている場合には、親がずっと付ききりで病院にいつ放しということもあったり、退院がなかなかできないとか、いろいろなケースが考えられるのですけれども、そういうことに対する配慮というのは、やっぱりしておくべきものなのだろうなと思うのですよ。配慮がなされているものですか。

○委員長（工藤光志委員） それは質疑か意見、どちらか。

○22番（佐藤 哲委員）（続） いやいや、意見ではない、意見ではないですよ。まともに今回のこの審議の条例案、この状態ではこの条例案は不備といいますか、完成されたものではないのかなという気がして質疑しているわけです。

○委員長（工藤光志委員） したはんで、質疑だったら、お答え願いますとかなんとかとさねばまねべ。

○人事課総括主査（大澤実樹） 子に障がい等がありまして、2週間以上、日常生活に支障がある場合の介護につきましては、介護休暇の制度がございますので、そちらの利用が可能となっております……。

○委員長（工藤光志委員） もうちょっと大きい声で、みんなに聞こえるように。（「二人のやり取りではないのですから、我々にも聞こえるように、もうちょっと大きい声をお願いします」と呼ぶ者あり）

○人事課総括主査（大澤実樹）（続） 子に障がいがあった場合についてですけれども、負傷や疾病がある場合につきまして、日常生活に支障がある場合につきましては、介護休暇の制度が別でございますので、そちらの制度を利用できる状態になっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第105号 工事請負契約の締結について（令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事（建築工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第105号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事に係る議案第105号から第107号につきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第105号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、地域コミュニティの核となる公共施設整備、高機能かつ多機能な学校施設整備、敷地の有効活用を図るため、小・中学校及び出張所、公民館、児童館の複合施設の新築工事を行うものであります。

工事名称は令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事（建築工事）で、工事場所は弘前市大字石川字庄司川添19番地1ほかであります。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て、延べ面積7,366.69平方メートルの校舎棟と、鉄骨造2階建て、延べ面積34.48平方メートルの渡り廊下棟の新築工事及び既存中学校校舎一部の先行解体工事、外部附帯工事に伴う建築工事を行うもので、契約金額は23億4300万円、契約の相手方は西村・マルノ・村上特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和6年

7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何点か伺いをしたいと思います。

第1点目、工事名称に関わってですけれども、石川小・中学校等複合施設というふうにあります。私の感じとしては、学校建設の場合は、10款の教育費で処理されるという頭があるのです。今、部長から説明の高機能とか、多機能とかと、何か随分メニューの多い施設、複合施設というのはそういう意味なのかも分かりませんが、そこら辺の必要性、これ振り返ってどう見るかというあたりを少し確認したいと思いますので。複合施設に至った背景などを含めて、ひとつ御答弁、まとめて説明をお願いしたいというふうに思います。

二つ目、この議案は契約案件ですから、資料で出されている1から7までの契約方法等々の中から二、三、少しお話し、質疑させていただきます。一つは、この条件付き一般競争入札ということになっておりまして、執行書を見ますと、A等級の業者が対象だという説明があるのです。A等級の業者の認定、それから建築工事の入札をやる場合に、A等級という業者は今、市内に幾らあるのか。このA等級という考え方についてちょっとお話ししてください。

それから、今の一般競争入札対象者のA等級の業者と関連しまして、そういう条件を基にして入札をかけましたとなったと思うのです、流れとしては。それで、結果として、西村・マルノ・村上の特定建設の会社の3者による共同企業体となったわけですよ。分からないのは、一般競争入札の会社が、例えばA等級の8者なら8者、10者なら10者あるのにもかかわらず、契約の相手方が3者による共同企業体に転化したと。ここをちょっと説明してくれませんか。どうしてその3者の企業体に、それで競争相手となったほうも3者で契約しようとしてきたという背景がありますから。そこら辺、少し担当課のほうで説明願いたいと思います。

3番目、入札の執行書に関わって総括的に少し伺います。入札価格の数字を私なりに電卓をちょっといろいろはじいてみたのですけれども、市が見積もっている予定価格に対して随分高い数字、つまり入札価格すれすれの状態で、私の電卓はたしか98ポイントではなかったかなとちょっと思ったのですけれども。これは、昔でいう落札率の話になるかと思うのですが、随分高いと。これをどう評価しているか、端的に伺いたい。

二つ目、2グループが争ったわけですけれども、決定に至らなかったもう一つの企業体の技術評価点が、契約の相手方となった3者による共同体よりも実は高いわけですよ、技術点が。総合評価による場合には、いわゆる落札率だけではなくて、この技術点の評価が非常に大事なのだという意識が私の頭にあるのですけれども、2グループの争いといえども、2グループで決定に至らなかった企業体の技術点が高い、しかしここは決定に至らなかった。ここは、契約課のほうの判断としてどう評価しているのか、これが2点目。

入札執行書に関わる3点目。新聞報道がなかったから、私もおよそ想像がつくのですが、いわゆるこの契約に関する談合情報等の有無について。これ、お話し願いたいと。

最後、4点目。正確には発注担当課というふうにいうのだそうですが、私はこれまで原課、原課と自分で呼んできた関係もあるものですから、最後、教育委員会の担当課のほうに伺いたいのですけれども、この工事——この工事というのは石川小・中学校等複合施設新築工事全体を進める上で、たしか地質調査が行われたというふうに記憶しております。この地質調査から実質スタートしたのだらうと思うのですが、ちょっと今の新築工事との関連も含めて、行われた地質調査の概要について、特にどういう必要性があって行われたのか、この点、最後、4

点目としてお聞きします。

○**学校整備課長（高山知己）** まず最初の、工事名称に、複合施設ということで整備するという
ことで、このあたりをちょっとまとめて私のほうから説明させていただきたいと思います。

石川小・中学校等の複合施設ということで整備を進めるに当たりまして、平成29年になりま
すけれども、地元の石川地区連合町会から、老朽化している石川小学校・石川中学校を施設一
体型にして小中一貫教育校として開設してほしいという要望書が市のほうに提出されたのが始
まりでございます。石川小学校・中学校、御承知のとおり、小学校の校庭を挟んで、並んで校
舎がございまして、当時から小学校と中学校が交流といいますか、様々やってきたというふう
に聞いております。市のほうでも、小中一貫教育ということで義務教育の9年間を通して児童
生徒を見ていくということでやってきておりますので、そういう小中一貫教育に取り組みやす
い環境でもあったのかなというふうに思っております。

さらに、要望書のほうには、学区内の児童館、公民館、出張所も老朽化しているということ
から、校舎の改築に合わせて敷地内に機能移転してくれないかというのも併せて要望されてき
たものでございます。それで、この要望書の提出を受けまして、市の関係機関で協議いたしま
して、学校、それから地元地域と意見交換会であるとか、説明会等をやってきました、結果と
して公民館、石川出張所、それから石川地区に三つございます児童館というのはいずれも建物
が相応の年数が経過して老朽化が進んでいるということ、それからファシリティマネジメント
の観点から、さらには地域コミュニティーの拠点というところで、それぞれの施設を学校に集
約して建てるということの判断に至りまして、今回、議案のほう、工事の議案を提出させてい
ただいたというところでございます。

○**契約課長（黒沼立真）** 条件付き一般競争入札の関係です。

まず、A等級の認定についてというお話だったのですけれども、等級格付に関しましては、
工事の主要4業種、建築と電気と管と土木に関して等級格付をしているのですけれども、今ち
よっと具体的な数字までは手元に持っていないのですが、経営事項審査というのが、必ず業者
のほうで受けてもらうことになっていまして、その点数を客観的数値としております。そのほ
かに、主観的な数値といいまして、例えばISOの関係であったりとか、市の施策に協力して
いる関係であったりとか、その辺の数字を足し上げてまして等級格付をしております。

それで、すみません、今年度、4年度に関しては、建築一式工事の場合は、今申し上げまし
た点数、両方を足したものが総合審査数値と申しますけれども、その数値が806点以上の業者
をA等級ということで、入札参加資格審査会において認定しております。それで、そのA等級
に格付されている業者ということなのですが、建築一式工事に関しましては、今、18者になっ
ております。

続きまして、なぜ3者JVなのかという部分であります。まず、JVのことについて申し上げ
ます。JV方式による発注は、大規模で技術的難易度の高い工事を確実に円滑に行うため
のものでありますが、一方では、受注機会の拡大というふうな側面もございまして。市ではJV
方式による発注標準額を内規で定めておりまして、建築一式工事につきましては、設計金額が
2億5000万円以上のものが2者によるJV、5億円以上のものに関しましては、3者のJVと
しております。同じく、電気工事と管工事につきましては、設計金額が8000万円以上のものが
2者のJV、1億6000万円以上のものは3者のJVとしております。したがって、今回の
石川小・中学校等複合施設新築工事につきましては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事
ともに設計金額が3者のJV基準に該当することから、3者のJV方式による発注としたもの

でございます。

続きまして、予定価格に対して落札率が高いのではないかといた部分であります。直近3か年度の建築一式工事の平均落札率を申し上げますと、令和元年度は97.31%、令和2年度は96.08%、令和3年度は96.51%でありまして、今回の石川小・中学校のものに関しましては97.9%ということですので、本件につきましても平均値並みであるというふうに捉えております。

続きまして、落札業者でないほうといたしますか、もう一つの業者のほうは技術点が高いのではないかといた部分です。委員おっしゃいますとおり、落札しました西村・マルノ・村上特定建設工事共同企業体のグループは、技術評価点が9.5点になっております。もう一つの堀江・弘南・弘和建設工事共同企業体のほうは10.0点になっております。技術評価点が高いところは、確かにある程度有利な部分というはあるかも分かりませんが、総合評価というのは、この技術評価点と価格評価点を両方合算して、その合計数字で最も高いものを落札者として決定いたしております。具体的には、技術評価点は業者の施工能力や配置予定技術者の能力などを評価基準に基づいて点数化したもので、価格評価点は価格競争による入札に当てはめた場合の落札者となるべき入札金額を満点といたしまして、その金額との差額を点数化したものであります。ちょっと戻りますが、今回の西村・マルノ・村上のJVのほうは価格評価点が85点になっております。それで堀江・弘南・弘和のJVのほうは価格評価点が83.433点となっております。したがって、合計で、落札した西村・マルノ・村上のJVのほうは94.500点、堀江・弘南・弘和のほうは93.433点ということで、西村・マルノ・村上のJVのほうが落札業者となったものでございます。

続きまして、談合情報があったのかといた部分です。談合情報はございませんでした。ちなみになのですけれども、平成24年度まではそういう情報が寄せられることもあったのですが、我々が今知り得る限りでは、平成25年度から談合情報は寄せられておりません。

○学校整備課長（高山知己） 4点目の地質調査業務の概要について、簡単に御説明したいと思います。

この事業につきましては、複合施設の基礎工事の施工方法の検討のために、建設予定地の地盤の強度を調べるものということで、設計の段階で、今あります小学校と中学校の間にある小学校の校庭に新しい建物を建てるということになりまして、その地盤が建てる建物に耐えられるのかといたものを調査するという内容でございまして、委託期間は令和3年7月15日から同年11月1日までと、受託業者は開成技術株式会社でございます。

それで、調査の結果なのですけれども、建設予定地の地盤というのは液状化の危険性が低く、砂礫層と呼ばれる砂と小石が交ざった層が地下10メートルまでリンクしておりまして、建設の支持地盤になり得る地盤であるというふうな評価を頂いておりまして、建物の規模を考慮しても直接基礎によって支持が可能であるというような結果が出たものでございます。

○21番（三上秋雄委員） ちょっとお聞きしたいのですけれども、この計画は大分前に計画されて、ずっとこう来ているわけですが、当初、担当として考えていた予算よりどのぐらい、思った以上に高くなったのか。

今後また、今、資材の高騰というのが随分言われていますよね。今後、例えば高騰してきた場合に、市としてはその対応をどういうふうに考えているのか聞きたいと思います。

○学校整備課長（高山知己） 大体、計画していたよりどの程度、事業費が多くなったかというようなどころなのですけれども、基本設計の段階で、募集をかけたときの概算が32億5600万円

調和設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備などを設置するものであります。

工事名称は令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事(機械設備工事)で、工事場所は弘前市大字石川字庄司川添19番地1ほかであります。

契約金額は4億4065万6150円、契約の相手方は東邦・共同・高橋建設工事共同企業体、竣工期限を令和6年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番(越 明男委員) 何点か伺いたします。

1点目、この案件の資料の6番目の契約の相手方との関係で、それから7番の契約方法との関係で何点か伺います。東邦・共同・高橋建設工事共同企業体というふうに、相手方ということで決まったというお話でありました。資料をちょっといろいろ見ましたら、管工事A等級という表現がございました。これ、A等級の性格とA等級が何者あるのかということと、先ほどの案件との関連もあるのですけれども、3者が合同に至った流れ、背景、このことも併せて、6番目の契約の相手方の神田四丁目6番地36の住所というのは、この3者の共同企業体の、3者のどこに当たりますか。これはまた、どういう性格を持つのですか。3者の会社のリーダー格という、責任者という意味ですか。そこをちょっと、先ほどちょっと聞くのを忘れたもので伺っておきます。

それから二つ目、入札執行書との関係で落札率、いわゆる落札率93.6%というふうにあります。先ほどの担当課長の説明からいいますと、ここの部分はパーセンテージ自体が下がっていますね。そのことと評価値97.0点、この二つに関する契約課の見解をちょっと伺っておきます。

最後、3点目。いわゆる談合情報等の有無について伺いを、あったかどうかという意味での伺いをしておきます。

○契約課長(黒沼立真) まず、契約の相手方ということで、管工事A等級の業者は、令和4年9月7日時点で19者となっております。それで、先ほどちょっと、私、申し上げるのを忘れた部分もあったのですが、このJVを結成するといいますか、それに至っては条件付き一般競争入札の公告の中で自主結成というふうな形にしておりますので、それぞれ請け負いたいと思う業者たちがそれぞれ、要は仲間をつくって、それで合意に至ってJVを結成したというふうにご考えてございます。

それで、住所のところなのですけれども、住所は代表者の所在地ということになります。代表者の部分に関してなのですが、もちろんリーダーという部分もあるのですけれども、当然ながら、一番責任を持って施工を、きちんと施工管理していくというふうな方ということになります。それで、出資割合も代表者が最大であるというふうな条件をつけております。

続きまして、入札結果の部分です。執行書を見ますと、落札した東邦・共同・高橋建設工事共同企業体は、合計で97点ということでありまして、実はこの総合評価の点数というのが、技術評価点の満点が13点、価格評価点の満点が85点ということですので、技術評価点が12点で一番高いということであると同時に、満点と1点の差ということですので、かなり高い評価値なのかなというふうに捉えております。また、落札率の関係ですけれども、これが93.6%ということなのですが、先ほどちょっと同じ表現になりますけれども、直近3か年度の管工事の平均落札率を申し上げますと、令和元年度が97.13%、令和2年度は94.81%、令和3年度は93.25%ということですので、本件につきましても平均値並みであるというふうにご捉えております。

それでもう一つ、談合情報なのですからけれども、本件に関しましても談合情報はございませんでした。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第107号 工事請負契約の締結について（令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事（電気設備工事））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第107号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第107号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事に伴う電気設備工事であり、電灯設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備などを設置するものであります。

工事名称は令和4年度石川小・中学校等複合施設新築工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字石川字庄司川添19番地1ほかであります。

契約金額は3億5970万円、契約の相手方は張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和6年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） これもまた何点か伺いをしておきたいと思います。

契約方法の部分との関連で、資料を見ましたら、電気工事A等級の業者だという説明がありました。A等級の実績の評価、あるいはA等級の会社が今市内に入札業者が何者あるのか。この点を説明いただきたいと思います。

それから、6番の契約の相手方との関係で、先ほど来の説明で大体、かなり分かってきましたけれども、張山・日善・弘都の工事共同企業体が、どうしてこの3者の共同企業体になったのかということの評価の問題です。これ、裏返しますと、業者がどういう話し合いをやったかというのは、我々はなかなか関与できる話ではないわけですからけれども、JVとの関係でそうなのだろうなということの説明でおおよそちょっと分かるのですけれども、それについても工事共同企業体というのは、これはそうすると市の解釈としては、絶えず入札ごとといいますか、工事ごとにどんどん変わるものだという認識を持っているということですか。

それから、先ほど来の説明からいいますと、徳田町30番地1は張山電気のところの会社の土

地ということでありましょうか。これは確認しておきます。

それから、3番目。入札執行書との関係です。総括的に伺います。落札率93.8%に対する契約課のほうの市の見解、それから評価額が記載のとおりの評価額、評価点というふうになっているのですが、この点の二つに対する契約課の評価を伺っておきます。

最後、4点目。談合情報等の有無について、先ほど来の質疑と同様に有無について伺っておきます。

○契約課長（黒沼立真） 電気工事A等級ということで、まず業者数ですが、令和4年9月7日時点で電気工事A等級は15者になります。それで、実績というお話があったのですけれども、この入札そのものに関しては、それぞれ入札の参加条件の中で実績というのを設けておりますけれども、例えば今の電気設備工事でありますと、これは代表者の実績になりますけれども、平成19年度以降の電気工事で1件の契約金額が1億9200万円以上の元請施工実績があることというふうにしております。これは代表者に限定している参加条件の実績ですので、実際にその代表者の下にある構成員の業者が実績をどのぐらい持っているかというのは、今ちょっと手元にあれなのですけれども、それなりの実績があるところがそれぞれ自主結成でやっているのかなというふうに考えていました。

それで、契約の相手方としてのJVの部分なのですけれども、先ほどちょっと、自主結成で行うということを申し上げましたけれども、例えば他の工事においても協力関係にある業者であるとか、取引がある業者であるとかというのは、当然どこの業者でもあると思います。それらの中で、A等級の中で、今回はここと組みたいというふうな形で自主結成したのではないかなというふうに捉えております。それで、この特定建設工事共同企業体は、工事ごとに変わるものです。工事ごとに変わるものというのが、今の「特定」がつく特定建設工事共同企業体というものでして、日常的に協力関係にあるJVというのは、経常建設工事共同企業体というふうな分け方をしております。

それで、所在地につきましては、これは張山電気の所在地になります。

続きまして、落札率と技術評価点の関係です。これもちょっと建築工事と似ているところがありますけれども、落札した張山・日善・弘都のJVは技術評価点が12点であるのに対して、価格評価点は84.625点ということで、2番目のところである弘鉄・城東・東弘のJVのほうは価格評価点は上になっております。ただし、それらの合計点として、落札したところは96.625点で次点のところは96点ということで、価格のほうでは頑張ったのだけれども、技術評価点がちょっと、1点の差があったのでその分はちょっと埋められなかったというふうなものでございます。

それで、落札率の93.8%の部分です。直近3か年度の電気工事の平均落札率を申し上げますと、令和元年度は94.09%、令和2年度は93.44%、令和3年度は93.96%でありますので、本件につきましても平均値並みであるというふうに捉えております。

最後、談合情報です。これに関しても談合情報は寄せられておりません。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第108号 工事請負契約の締結について（令和4年度弘前市埋立処分場第2次水処理施設機械設備更新工事）

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第108号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。弘前市埋立処分場第2次水処理施設機械設備更新工事に係る議案第108号につきまして、参考資料として工事概要及び図面のほか、随意契約見積執行書をお配りしております。

それでは、議案第108号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前市埋立処分場第2次水処理施設の処理機能を維持しながら仮設の水処理設備などを設置し、老朽化した機械設備の更新あるいは新設工事を行うものであります。

工事名称は令和4年度弘前市埋立処分場第2次水処理施設機械設備更新工事で、工事場所は弘前市大字十腰内字猿沢2397番地であります。

工事の概要は、調整槽設備、水処理設備、汚泥処理設備、高度処理設備及び電気設備の更新などを行うもので、契約金額は9億1300万円、契約の相手方は株式会社西原環境東北営業所、竣工期限を令和8年3月31日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何点か、私なりにポイントを絞った形で質疑をいたします。

まず最初、工事名称に関わってなのです。処分場全体のこれまでの流れをるる説明したら、これは相当長くなるのだらうと思うのですが、今この設備の更新と申しますか、リニューアルと申しますか、これがずばり、その必要性、緊急性はどうなのかというあたりをひとつお話ししてもらいたいと。これ、一つ目です。

二つ目。先ほど来、契約案件をちょっと議論してきたのですけれども、いろいろあってなかなか、自治体ですから、契約はいろいろあっていいのだらうなと思いつつながらですが、それでも、6番の契約方法の随意契約についてなのですよ、随意契約。これが正規の競争を保証していかどうかというのは、ちょっといろいろ解釈はあると思うのですけれども、現実問題として随意契約だと。その説明書にあるように、いわゆる落札率99.5%と非常に高い。ここのところでどうして随意契約になったのか、あるいはならざるを得ないのかと。

ここは、クエスチョンポイント3番目の、5番の契約の相手方の仙台市太白区の株式会社西原環境を契約の相手方にしたというのと、これは関係あると思うのですよ。そこちょっと、二つ目のポイントと3番目のところとの関係でちょっと御説明願えればありがたいなと。

最後、先ほど来、入札執行書という言葉でずっとやり取りしてきたのですが、今度の案件は、見積執行書とあります。落札率99.5%で落札した見積書が一発で決まったのではないのですよ、

資料説明によると。ワン・ツー・スリーと、3回目でいわゆる落札したわけですね。その、随意契約でありながらどうして見積執行書の段階でワン・ツー・スリーとなったのかと。ワン・ツー・スリーということは、1回目・2回目で決まらなかったということは、これは誰が見ても想像するように、金額が、多少かどうかは別にして金額が下がったということですね、下がったということ。そこが、我がほうの——我がほうというか、市のほうの予定価格といいましか、そこの関係で見積執行書が3ラウンドにまたがって、3回目で落札したという、金額の推移との関係も含めて御説明願いたいと。

○環境課長（菊池浩行） まず、1点目の事業の必要性ということでございます。

弘前市埋立処分場第2次水処理施設でございますが、およそ20年間の供用を見込んで設計及び設置されたのですけれども、現時点で供用26年目というふうになっており、経年劣化が進んでおります。

また、今後も20年程度は処理を継続しなければならないということから、安定的かつ衛生的な水処理を継続するために必要な事業でありまして、故障が発生しても部品調達が可能な設備であることが必須であると考えており、これによって施設の延命化を図るというものでございます。

2点目の一者随契とした理由ということでございますが、本工事は新設工事とは異なりまして、施設を稼働しながらの工事ということであるため、代替する仮設の水処理を設置するなど、処理機能を維持した上での施工方法ということになります。工事期間は、工事過程ごとに仮設設備の切替えや既設施設とのシステム上の同調など総合的な性能試験を含め、各職種間の綿密なスケジュールの管理調整も不可欠となることから、本施設を施工し、施設全体のノウハウを熟知している株式会社西原環境との一者随契ということにいたしましたものでございます。

○契約課長（黒沼立真） 続きまして、落札率の関係でございます。直近3か年度の一者随意契約の平均落札率を申し上げますと、令和元年度は96.88%、令和2年度は91.88%、令和3年度は98.52%であります。したがって、本件につきましては、99.5%ということでありますので、高めであるというふうな認識は持っております。しかしながら、先ほど入札ではなくて見積りが3回目でという話だったのですけれども、この高めになった理由の、一つ、私のほうで推測する部分ではあるのですけれども、見積り3回目で決定したということでありますので、設計書を作成した時点、それから実際に見積り合わせ、これが入札に代わるものなのですけれども、試算までの間にやはり昨今の急激な物価上昇に伴って、やはり建設資材も高騰したという影響が少なからずあったのではないかなというふうに捉えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第109号 動産の取得について（食器洗浄機等）

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第109号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。食器洗浄機及び小型汎用洗浄機の取得に係る議案第109号につきまして、概要をまとめた資料と入開札（見積）一覧表をお配りしております。

それでは、議案第109号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は食器洗浄機及び小型汎用洗浄機各1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、弘前市西部学校給食センターの既存の食器洗浄機が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする食器洗浄機及び小型汎用洗浄機は、いずれも株式会社アイホー製で、契約金額は8605万1900円、契約の相手方は株式会社アイホー盛岡営業所であります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何点か伺いをいたします。動産の種類に関わってですけれども、食器洗浄機及び小型汎用の2種類を今取得しなければならないと。特にこの食器洗浄機と小型云々のところの関連性をちょっと説明願いたいと。だから必要性ですね、今、現場での、センターでの。

それから、二つ目。契約の方法に関わって、随意契約とあります。これは、どうして5番の契約相手方のアイホーが選ばれたのかということとの関連が出てくるのですけれども、併せて伺いますので、アイホーが登場したという理由と、選抜したという理由と、この随意契約にならざるを得ないというか、随意契約を取ったという理由について、併せて。

ところで、先ほどの議案は議案でこれは別なのですけれども、先ほどの議案のほうは過ぎ去った話なのですが、3回目で落札したと。今回は一発ですね。この入開札の見積り合わせの見積り執行書というのですか、これ。一発で決定。これは、契約課、市のほうは受けざるを得なかったという側面と同時に、予定価格は我々には示されておられませんね。そうしますと、こういう言い方はちょっと、今しゃべってしまったのですけれども。業者の見積りに合わせざるを得なかったのですかと言わざるを得ないのですが。そこら辺は、予定価格が示されていないこととの関係でどうですか。それから、逆に言いますと、市のほうは設計担当課も含めて、この二つの機器を購入する場合には、金額はこのぐらいまで行くのだなというのを分かっていたということにもなりますか。でも安ければいいだとか、金額が低ければいいのだという、そんなちやちやな考えは私は持ちたくはないのですけれども、一発目ということは、金額がそのままだものだごころで、もう少しじっくりとやれば金額が下がったがも分がねんだということになってしまえば、ちょっと困るかと思うのですが、そこら辺の、何と申しますか、合理性というか、そこら辺も含めてちょっとお示し願えれば。

○学務健康課長（相馬隆範） まず、1点目の、食器洗浄機と小型汎用洗浄機の2台を購入した、購入の必要性についてでございます。

今回購入する食器洗浄機及び小型汎用洗浄機は、西部学校給食センターに設置しております2台の食器洗浄機のうち、1台を更新するものでございます。なお、現在の食器洗浄機は、1台で食器と学校へ食器を運ぶための食器籠を洗浄することができますが、今回購入する食器洗浄機は食器のみ洗浄するタイプになりますので、食器籠を洗うための小型汎用洗浄機が必要になるものでございます。

続きまして、アイホーを選んだ理由についてでございます。食器洗浄機を選定するに当たり、一つ目としまして、洗浄用専用の籠を使用して籠ごと食器を洗浄できる方式のもの、二つ目としまして、1台当たり4,500人分の食器を2時間以内に洗浄できること、この2点をポイントに機種を選定いたしました。籠ごと洗浄方式を導入する理由といたしましては、一つ目としまして、従来の食器の種類ごとに1枚1枚流して洗浄する方式よりも水道の使用量や熱源を供給するガスの使用量などが少なく、ランニングコストを大幅に低減できること、二つ目としまして、食器更新の際に本体の調整が不要で切替えが容易であること、3点目としまして、洗浄機の構造がシンプルなため故障が起きにくく、安定して稼働できること。4点目としまして、浸漬槽がないため湯気や熱気などの発生が抑えられ、作業環境を改善できることなどのメリットが期待できる点でございます。

籠ごと洗浄方式を販売しているメーカーは、今回購入予定の株式会社アイホーを含めて4社確認しております。この4社の中で、株式会社アイホー以外の製品が西部給食センターに適合しなかった理由につきましては、一つ目としまして、学校給食衛生管理基準に基づく適切な機械の配置や洗浄作業ができないこと、2点目としまして、学校運搬用の食器籠全てを専用の食器籠に切り替える必要があること、3点目としまして、西部学校給食センター向けの能力を有する自社製品がないこと、4点目としまして、アイホー以外の製品には、当市で使用していないトレーの専用洗浄レーンがありまして、不必要な機能が装備されていること、以上の理由から株式会社アイホーの製品を指定したものでございます。

業者が株式会社アイホーでなければならない理由についてでございます。購入予定の食器洗浄機は新しい洗浄方式のものになるため、その搬入や据付けには電気設備や上下配管の改修など附帯工事が伴うため、製造元の専門的な知識や技術等を用いた施工管理が必要であるため、株式会社アイホーを業者指定したものでございます。

○契約課長（黒沼立真） 見積り1回目で決まったのではないかと、その辺の部分であったり、合理性といえますか、その辺をちょっと総括的に申し上げたいと思います。

まず大前提としてなのですけれども、例えば建設工事等であれば、国・県のルールに従って、かつ資材の実勢価格であったり、あとは建設物価であったり、その辺を参考としながら、きちんと積算を行って設計書を作成するというふうなものでありますけれども、一方で物品購入に関しましては、そういうふうな積算のルールというのは定められておりません。よって、物品購入に当たりましては、それぞれ発注課のほうで参考見積りを取りまして、それを基に我々のほうに情報として頂いております。それで、我々はその参考見積りを見て、特段おかしいところがないか確認の上で、その金額でいけると判断すればそれを基に予定価格を設定するというふうなことになります。ですので、今回のこれに関しては、今回の食器洗浄機に関しましては発注課から頂いた参考見積りを基に予定価格を立てた結果、業者のほうで見積り1回目ですの予定価格以下の金額を入れたということですので、1回目です決まったということになります。ちょっと戻りますと、埋立処分場のほうで3回目です決まったというのは、要は1回目も2回目も予定価格に達しなかったから3回目までやっとなと、そこで初めて予定価格以下になったので

決定したということでありますので、今回の食器洗浄機に関しましては1回目で決まったというものでございます。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第115号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第115号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。弘前文化センター長寿命化改修工事（機械設備工事）に係る議案第115号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、弘前文化センター長寿命化改修の進捗状況に関する資料をお配りしております。それでは、議案第115号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年6月29日、議案第60号をもって議決を経て契約を締結した令和3年度弘前文化センター長寿命化改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について、契約金額を5億3821万9000円から、約5.64%増の5億6859万円に変更しようとするものであります。

変更契約の理由は、令和3年4月以降適用の労務単価を反映させるほか、スプリンクラー設備設置免除のための防火区画範囲見直しにより、防火区画を貫通する風道に火炎や煙を遮断する設備を増設する必要が生じたことによる増工などをしようとするものであります。

なお、弘前文化センター長寿命化改修は計六つの区分で改修工事を実施しており、本議案のほか、建築工事は約1.55%の増額変更を市長の専決処分で行い、本議会に報告させていただく予定であります。また、機械設備工事の工期延長及び電気設備工事の約1.9%の増額変更並びに工期延長につきましても、本議案に関連しますので、本議案議決後に市長の専決処分で行い、令和4年第4回定例会に報告させていただく予定であります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 1点だけです。私の計算で3037万円、3000万円余の追加工事が、このスプリンクラー設備工事等々のところで、どうして発覚したかと、追加工事がどうして発生したのかということですよ、お聞きしたいのは。

私は、この部分がちょっと追加提案されたときに、はっと思ったのは、非常に機敏な対処など、機敏な対処で機敏な提案、説明等々を含めて、議会のほうによくぞお出ししてくれたなという印象を私は持ったのです。これは早いうちに処理しなければならないことなのでしょう、恐らく。それを間髪入れず——間髪入れずかどうかというのは後で説明を伺いますから判断しますけれども、よくぞ勇気を奮って提案してくれたなという印象を私は持りましたので、そのことを前提にして、どうして分かったかということですよ、知りたいのは。

工事が今どんどんどんどん進んでいるのでしょうか。この中に専門的な言葉がいっぱい出てくるものですから、なかなか入っていけない部分があるのですが、設備を増設する必要が生じた。どうして分かったかということと、そのダクトスプリンクラーというのは非常にこの建物の要所だという話を私も友人からちょっと聞いたことがあるのですけれども、そこら辺、概括的にどうして工事進行の中で、この極めて大事だと思われる部分の増設、つまり不十分さが誰を通じてといえませんが、発覚したのか。それがどういう相談を経て今回の追加提案ということになったのか。私は、金額は聞わないと思うのです。これは専門家にいろいろ積算してもらったら、必要な金額が出てくるものですから、これはきちんとさや当てしないと、文化センターの工事の全体の進捗に大きく影響するものだろうというふうに思いますので、元に戻りますけれども、どうして発覚したのかということと、その発覚した部署というのは一体どういう代物なのか。どういう増設が文化センターの工事の進捗にとって必要だというふうに、そこら辺を判断したのか、御説明を1点だけお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） ただいまの御質疑につきましては、工事の内容についてでございますので、建築住宅課のほうから発言、説明をしてよろしいでしょうか、委員長。

○委員長（工藤光志委員） 必要であれば。

○建築住宅課長（熊澤靖夫） どうしてということでございますけれども、契約締結後に工事に着手した時点で施工者のほうから、消防への関係書類ということで提出される際に疑義が生じたため、施工者、設計者、消防と協議した結果、施設の利用者の安全を図るということで必要となった工事でございます。

それで、その疑義が生じた際にスプリンクラー設備の設置が必要ということであったのですが、代替措置として今のダクトの設置で、どっちかということなのですけれども、今回、改修工事ということもありまして、工事の難易度とか、工期の問題、あとは金額の問題、総合的に判断してダンパーの設置工事という手法を採用したものでございます。

○23番（越 明男委員） 議案の準備が足りないのがここで表に出るのですが、今、建築住宅課長がおっしゃいましたね。専門用語がいっぱい出てくるのですけれども、ここの説明書の中にダンパー増設というのがいっぱい出ていますが、そのダンパーとは、ちょっと概要はどういうことなのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

○建築住宅課長（熊澤靖夫） まず、ダンパーとは何ぞやということでございますけれども、施設の中には空調設備がございます。エアコンとか配電設備とかがございまして、それを通すいわゆるダクトという、風道、筒のものがあるわけですけれども、その中に消防法上とか、防火区画という、防火上必要な区画を要求されるのですけれども、その場所にダンパーということで、要は煙とか火炎を遮断するシャッターみたいなものを、煙とかを感知したセンサーによってそれを遮断することによって、その区画以降に煙とか火炎が行かないようにする設備のことをいいます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○21番（三上秋雄委員） 今説明を受けて、ダンパーが必要だとなったというのだけでも、皆

さん、専門家ですよ。消防に指摘されたという話でしたけれども、この設計を組むときに、どういうふうな改修をするのかというのがあったと思うのだけれども、その中に非常に大事なこれが抜けていたというのはどういうことなのか。

あと一つは、ここに変更理由、令和3年4月以降適用の労務単価とありますけれども、この労務単価は、ではどのぐらいになってこの金額になっているのか、これだけちょっとお聞きします。

○契約課長（黒沼立真） 私のほうから、先に労務単価の部分を申し上げます。労務単価の変更の部分ですけれども、これは年度末に契約し、新年度以降に工事が施工される工事契約に遡及して適用する特例措置でありまして、国の措置を受けて県が同様に措置を行っておりまして、当市も県に準じて同様の措置を行っているものであります。どのくらいかというお話だったのですけれども、今回のこの労務単価の反映により、約106万円程度の増額となるものと見込んでおります。

○建築住宅課長（熊澤靖夫） 今回の設計から重要な部分が落ちているのはなぜかということだと思いますが、当初、設計の段階で、既存の文化センターの施設は適法な状態だと認識しております。それで、当時の法的な検討をした書類が存在していればよかったですけれども、竣工図とか、その他の図面はあったのですけれども、その法検討した書類がなかったということがまず一つあって、今、適法な状態ですのでスプリンクラー設備は現在ありません。それで、防火区画についても既存のままであったということだったのですけれども、床面積の取り方を再度、現行の消防法に照らし合わせたときに、面積に食い違いがあったことから、スプリンクラー設備の設置が必要なのではないかという指摘があったものです。

○21番（三上秋雄委員） 今、課長から大変苦しい説明があったわけですけれども、もうちょっと気をつけて、改修をするのだから、お金がかかっても、これかかるものはしょうがないんだはんで、安全が第一なのだからいいと思うのだけれども。そこに行くまでの、ちょっとはつきりしないというのが非常に残念です。

それと、労務単価の変動があるのだと、あとの工事はどうなるのか。機械だけがこうなったのか、労務単価が、100何万円がアップしたというのは。まだ工事していますよね、機械だけ工事しているのか。

○契約課長（黒沼立真） 労務単価の改定の部分なのですけれども、これは文化センターに限って申し上げれば、文化センターの改修工事に係る機械設備工事、電気設備工事、舞台音響設備工事の3件が対象となっております。また、例年これは、この案件以外に20件程度が対象となっております。あくまでもこれは受注業者との協議の中で、業者のほうからも話があってその協議の中で決定するという内容になっておりますのでということであります。

○21番（三上秋雄委員） 最後。今、課長が説明して、業者と協議するのだと。せば、ここは協議してあとのところは協議しないはんでそのままいくという感じになるのか。ちょっとそれだけ、同じ工事の建物の改修工事であって、電気のほうは申入れがあったと、協議すると。それで106万円でしたか。せば、ほかのところは遠慮してやらないのかという、普通は同じ建物の中であれば、どこからか出ればそれに関係した建物の中なのだからはんで、それはやるべきだと思うのだけれども、それはどうなるのですか。

○契約課長（黒沼立真） 今回のその文化センターに関してどうかというのは、ちょっと私のほうからは申し上げられませんが、この措置に関しては、全て対象になると考えられる工事について、契約課のほうから業者のほうに通知を行っております。それで、その受注者から

あくまでも労務単価の改定を反映させてほしいという協議があった場合には、いわゆる設計課といますか、そっちのほうと協議を行っているというふうなものでありますので、我々としては、選んでやっているようなつもりはありません。全てのほうに通知しております。（「よく分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時30分 散会】